



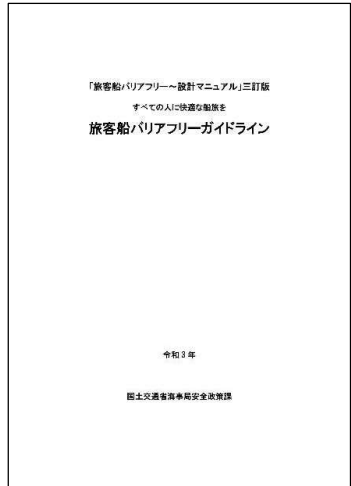
旅客船におけるバリアフリー化の課題

2026.8.28

エコモ財団 企画調査部
バリアフリー推進グループ 高橋 徹

1. 調査の背景(ガイドライン)

▼「ガイドライン」とは？



出典：国土交通省海路局、
<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/content/001516589.pdf>

I 乗船に関する基準	
1. 乗降用設備/舷門 (バリアフリー基準第 47 条関係)	
◆基本的な考え方	高齢者、障害者等が、旅客船ターミナル等から旅客船内へのアプローチをスムーズに行うことができるよう、連続性のある移動動線の確保につとめることが必要である。タラップ等の乗降用設備は、船舶の揺れや水位の変化に対応するため、端部にスターがついているものなどがあり、岸壁と船舶それぞれの接合部分で段差が生じることがある。乗降用設備を設ける際は、乗降者等が円滑に利用できるように段差部分を解消し、スムーズに移動できるように配慮することが必要である。
◆基準	2. 乗降用設備 船舶に乗降するためのタラップその他の設備を備える場合は、そのうち 1 以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 (1) 車椅子使用者が持ち上げられることなく乗降できる構造のものであること。 (2) 幅は、80cm 以上であること。 (3) 手すりは設けられていること。 (4) 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
◆基準・推奨の仕様	【構造】 ○ (1)の「持ち上げられることなく乗降できる構造」とは、車椅子の駆動軸が深く入らずに乗りこえる構造をいい、スロープの厚みによる段差は 2cm 以下とする。 ○ 段差・勾配を設ける場合には、その移動する道路との色の明度、色相又は傾度の差が大きいくによりその存在を容易に識別できるものとする。 ○ スロープが長く、また、傾斜角が急(緩な 10 度を超える)となる場合には、車椅子の駆動を防止するよう左右に立ち上がりをつける。 【幅】 ○ 90 cm 以上とする。(車椅子使用者が利用しやすい寸法) 【手すり】(P74 参照) ○ 手すりは両側に設置し、高さ 80～85 cm 程度とする。 ○ 乗降者や車椅子使用者以外の身体不自由者の利用を勘案して、可能な限り連続して設置する。 ○ 端部は壁面に密着し、突き出しがない構造とする。 【床面仕上げ】 ○ (4)の「滑りにくい仕上げ」とは、表面に加工が施された滑りにくい材料を用いたものであって、床の状態によって効果が低下することのないものをいう。 ○ 車椅子のキャスター等が落ち込まない構造のものとし、また歩行困難者にとっても危険とならないような構造を考慮する。 【勾配】 ○ 1/12 以下とする。 【照明設備】 ○ 乗降者やロービジョン者の移動等円滑化に配慮し、充分な明るさを確保するよう、床光や壁面に設置する。照明については、船舶な暗がりや眩しさが生じないように対応する。なお、P84(船舶の照度基準及び照度測定方法)に示された照度を参考とする。 【履板・ひさし】 ○ 身体不自由者は傘をさすことが難しいため、連絡橋や浮き橋上、乗降口までの通路、乗降用設備等には大さめのひさし等を用いる設備を設置する。

整備項目

基本的な考え方

バリアフリー基準
(移動等円滑化基準)

設備等で求められる
仕様
基準(黒色文字)
推奨(青色文字)

1. 調査の背景

障害者等の旅客船利用には、様々な課題がある

課題発生背景：

- 「旅客船バリアフリーガイドライン」(以降、「ガイドライン」)の記載内容が十分とはいえない。
- 「ガイドライン」は、バリアフリー化する際の最低基準(ミニマムリクワイアメント)であるにもかかわらず、設計者や旅客船事業者等が最低基準を満たすことだけで設計・施工されていることが多い。

調査の目的：

旅客フェリーのバリアフリー化の整備に関する実態を把握し、「ガイドライン」改定の方向性等を整理する

調査方法：

- ① 旅客フェリーにおけるバリアフリー化の実態調査(3隻で実施)
- ② 旅客フェリーに乗船経験がある障害当事者との意見交換会

1. 調査の背景(ガイドライン)

▼ガイドラインの更新状況比較

年度	旅客船	旅客施設編	備考
昭和58年度	-	公共交通ターミナルにおける身体障害者用施設整備ガイドライン	-
平成6年度	-	公共交通ターミナルにおける高齢者・障害者等のための施設整備ガイドライン	ハートビル法制定(平成6年)
平成12年度	「旅客船バリアフリー～設計マニュアル」(平成12年12月)	-	-
平成13年度	-	公共交通機関旅客施設の移動円滑化整備ガイドライン	交通バリアフリー法制定(平成12年)
平成14年度	-	公共交通機関旅客施設の移動円滑化整備ガイドライン(追補版)	-
平成19年度	旅客船バリアフリーガイドライン 「旅客船バリアフリー～設計マニュアル」改訂版	公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン	バリアフリー法、公共交通移動等円滑化基準制定(平成18年)
平成25年度	-	バリアフリー整備ガイドライン(旅客施設編)	-
平成30年度	-	公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン(バリアフリー整備ガイドライン旅客施設編)	公共交通移動等円滑化基準改正(平成30年3月、9月、31年3月)
平成31・令和元年度	-	公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン(バリアフリー整備ガイドライン旅客施設編)(令和元年10月版) 公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン(バリアフリー整備ガイドライン旅客施設編)(令和2年3月版)	改正バリアフリー法の完全施行(平成31年4月1日) 公共交通移動等円滑化基準改正(令和元年6月)
令和2年度	旅客船バリアフリーガイドライン 「旅客船バリアフリー～設計マニュアル」二訂版	公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン(バリアフリー整備ガイドライン旅客施設編)(令和3年3月版)	公共交通移動等円滑化基準改正(令和2年10月) 公共交通移動等円滑化基準改正(令和3年1月) 改正バリアフリー法の完全施行(令和3年4月1日)
令和3年度	旅客船バリアフリーガイドライン 「旅客船バリアフリー～設計マニュアル」三訂版	公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン(バリアフリー整備ガイドライン旅客施設編)(令和4年3月版)	公共交通移動等円滑化基準改正(令和4年3月)
令和5年度	-	公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン(バリアフリー整備ガイドライン旅客施設編)(令和6年3月版)	-

出典：国土交通省HP
「公共交通機関の旅客施設・車両等・役務の提供に関する移動等円滑化整備ガイドライン」
https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_mn_000001.html等を参考に作成

2. 実態調査の概要

▼実態調査にご協力いただいた3隻



航行時間	8時間
総トン数	14,759 (t)
旅客定員	519 (人)
進年	H30.8

航行時間	4時間45分
総トン数	5,200 (t)
旅客定員	620 (人)
竣工年月	R4.9

航行時間	13時間30分
総トン数	14,006 (t)
旅客定員	576 (人)
竣工年月	R4.4

出典：各交通事業者HP

～バリアフリーに配慮されて建造されています～

4

2. 実態調査の概要

▼調査に用いたチェックリストの例

バリアフリー客席（寝台）

<引き戸（手動）>

- ⇒□車椅子で利用できるか（ストッパー・一時停止装置、閉まり際に減速する等）。
- ⇒□扉が重くないか。
- ⇒□取っ手は握りやすい形状（棒状のもの等）
- ⇒□取っ手は認識しやすいか（背景の戸や壁とコントラストなどで差異があるか）。

<施錠および開錠が手動（客室）>

- ⇒□施錠・開錠の操作が容易にできるか（細かい鍵を抜き差しする必要がない構造か）。
- ⇒□鍵の位置は利用しやすいか（高さ）。

<カードキーの場合>該当なし

- ⇒□視覚障害者のための開錠・施錠が音等でわかる等の工夫があるか。

<室内>

- 手すりの設置
- 床は滑りにくい仕上げ
 - ⇒□車椅子の操作負担が大きくないか（毛足の長い絨毯は避ける等）。
- 床の色は適切か（単一色、物を落とした際に見つけやすい色など）。

□高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のもの

- ⇒□転回スペースがあるか、障害物がないか（150cm 円）。
- ⇒□室内に段がないか。

<備品や設備>

- ⇒□車椅子使用者の手の届く範囲に、部品や設備機器があるか。
- ⇒□スイッチ類は、大型で操作が容易（ボタン形式）か。
- ⇒□緊急通報ボタンがあるか。

▼調査の様子



5

2. 旅客フェリーの実態調査

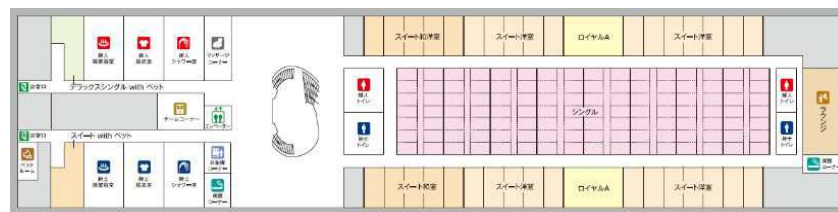
【バリアフリースイート（独立型）】

客室は2フロアあるが
船内に1箇所のみ

<2F>



<3F>



出典：旅客船事業者HP

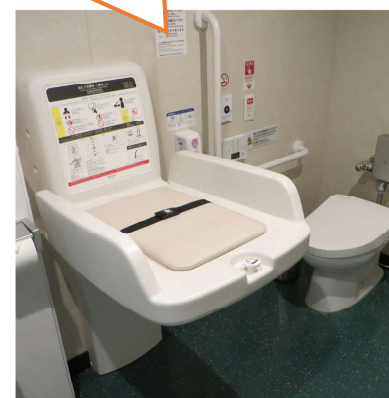
問題点：トイレ利用のために毎回フロア移動が必要

6

2. 旅客フェリーの実態調査

【バリアフリースイート（独立型）】

便座の動線上に
おむつ台



軽い力で持ち上げることができるが...

出入口の動線上に
ハンドドライヤー



扉の幅は十分 確保できているが...

問題点：車椅子の動線を考慮した配置

7

2. 旅客フェリーの実態調査

【バリアフリートイレ（独立型）】

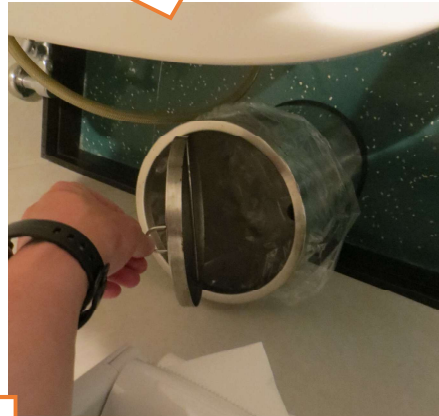
鍵のサムターンが小さい

つまむ動作が必要



○レバー式が操作しやすい

問題点：上肢に障害がある方など、より多くの方が使いやすい形状へ



8

2. 旅客フェリーの実態調査

【車椅子スペース】

通路上（出入口そば）に設置



＜参考＞路線バスの車椅子スペース



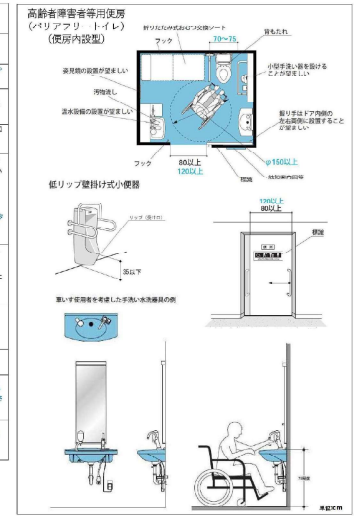
出典：国土交通省資料より

問題点：空間が限られる&乗車時間の短い路線バスと同レベル

10

2. 旅客フェリーの実態調査

▼【バリアフリートイレ（独立型）】のガイドライン記載内容

[illegible]

出典：旅客船バリアフリーガイドライン
(令和3年),国土交通省

法的拘束力のない青色文字（推奨の仕様）での記載が多く、その都度、個別の判断・解釈が必要

9

2. 旅客フェリーの実態調査

▼【車椅子スペース】のガイドライン記載内容

設置数や仕様の記載はあるが、
車椅子スペースの『**設置意義**』は
記載されていない

IV	客席等配置の基準
	1. 車椅子スペース(ハリアフリー基準第 50 条関係)
◆ 基本的な考え方	車椅子(本基準における「車椅子」とは、日本工業規格「手動車椅子(JIS T9201:2006)」をいう。)から降りて椅子座席などに着席することが不都合な場合を想定し、車椅子のまま船内にとどまることができるスペースを確保する。

出典：旅客船バリアフリーガイドライン（令和3年），国土交通省

11

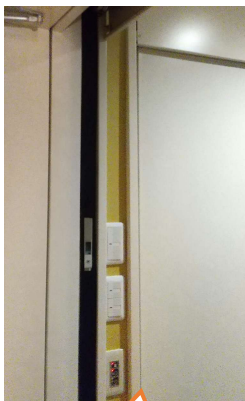
2. 旅客フェリーの実態調査

【バリアフリー客室（寝台）】

ハンガーに・・・



電源ボタンに・・・



換気口に・・・



車椅子利用者は手が届かない

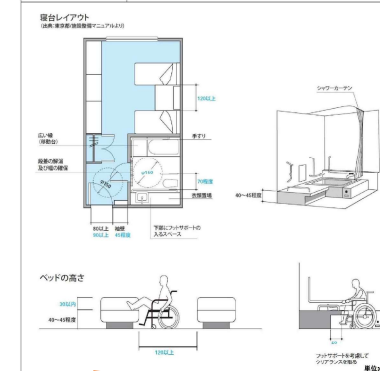
問題点：利用者を想定した配慮が必要

2. 旅客フェリーの実態調査

▼【バリアフリー客席（寝台）】のガイドライン記載内容

[illegible]

【要件】(P107 参照)	○ バリアフリー客席であることを明示する。
【点字テープ】	○ 視覚障害者用に点字表示を添付する。
【設置場所・向き等】	○ 通廊広さを設置する。
【乗客設備】	○ 高齢者やベジタリアンの乗客等が容易にアクセスし、充分な明るさを確保する。また、地元や外国の乗客が容易にアクセスし、様々な国の言語で表示できるように配慮する。なお、JIS B 5041(船舶の標度基準及び標度表示)法に示された標度を参考とする。
【客室】	○ ロッカーやシーツワード吊掛けは、車椅子利用者の利用に配慮した高さとし、また、水洗トイレは車椅子利用者のアクセスを確保する。



細かな配慮事項についての記載はない

2. 旅客フェリーの実態調査

ガイドラインに触れられていない施設 【その他】

▼喫煙室入口



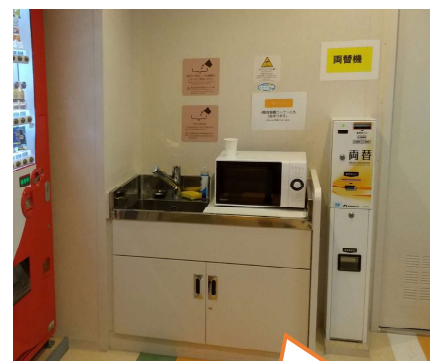
▼一般客室



狭く・重い扉と段差

2. 旅客フェリーの実態調査

【その他】ガイドラインに触れていない施設



電子レンジの下に脚を入れる
スペースが無く、車椅子使用
者は利用がしづらい



商品ボタンに手が届かない、
乗務員に手伝ってもらうための
仕組みがない

**問題点：ガイドラインで触れられていないと、配慮が大幅に低下
少しの工夫で利用できる方は増えるはず**

2. 旅客フェリーの実態調査

▼ガイドラインの目次

ガイドライン本編

I. 乗降に関する基準

1. 乗降用施設／舷門 32

2. 舷門から甲板室出入口までの通路 35

3. 甲板室出入口、水密コーミング 37

4. 甲板室出入口からバリアフリー客席及び車椅子スペースまでの通路 39

5. カ ン フ ェ ッ / 乗船口 42

6. カーフェリー／車両区域 44

7. カーフェリー／車両区域出入口から甲板室出入口まで 47

II. 船内旅客用設備利用に関する基準

1. バリアフリー客席及び車椅子スペースから船内旅客用設備まで 49

2. 高齢者障害者等用便所（バリアフリートイレ）（便室内設置） 52

3. 高齢者障害者等用便所（バリアフリートイレ）（独立型） 57

4. 高齢者障害者等用便所（バリアフリートイレ）に設置する便器洗浄ボタン等 61

5. 便所 63

6. 遊歩甲板 66

7. 食堂 68

8. 売店 70

III. 通行部分の基準

1. 戸 72

2. 通路の手すり 74

3. 階段 77

4. バリアフリーエレベーター1、エスカレーター、その他の昇降機 80

5. バリアフリーエレベーター2 85

IV. 客席等配置の基準

1. 車椅子スペース 89

2. バリアフリー客席＜座席＞ 92

3. バリアフリー客席＜座席＞ 95

4. バリアフリー客席＜寝台＞ 97

V. 情報提供に関する基準

1. 点字・線状ブロック 100

2. 案内板、告知案内図 103

3. 運転情報提供設備 105

4. 標識 107

VI. その他

1. 緊急時支援設備等 110

2. 公衆電話・FAX 111

3. 図書室 112

●事例集 115

●参考資料 133

●バリアフリー法及び関係法令（抄） 197

ガイドラインでは最低限の
施設（整備項目）を対象

出典：旅客船バリアフリーガイドライン（令和3年）国土交通省

3. 旅客フェリーに乗船経験がある障害当事者との意見交換会

▼意見交換会の様子



▼乗船時に感じた課題（一部抜粋）

- ・施設・設備内の備品等が、障害者等が実際に利用するシーンを想定した配置となっておらず、施設・設備もしくは備品が利用しづらい。
- ・船内のパブリックスペースなのに、車椅子使用者のスペースがない。

4. 「ガイドライン」での記載状況と課題

▼今回の調査で把握した課題を「ガイドライン」での記載状況で整理

「ガイドライン」での記載状況	課題件数	課題の例
整備項目として取り上げられている施設	—	—
分類1：記載内容は理解できるが、 法的拘束力のない推奨の仕様 として、より進んだバリアフリーを目指した整備内容として紹介	12件	手すりが連続していない （「ガイドライン」では推奨の仕様に「可能な限り連続して設置する。」と記載）
分類2：記載内容が 不十分 で「ガイドライン」に記載してある目的や意図の理解が難しい	29件	車椅子スペースが船内の空きスペースに設置されている （「ガイドライン」では車椅子スペースの必要数のみ記載）
分類3：施設内で、設備等の 課題が発生している箇所についての記載がない	38件	バリアフリートイレにおむつ交換シートが設置されているが、動線の妨げとなっている。 （「ガイドライン」では設置における推奨の仕様のみを記載。留意点がない。）
分類4：整備項目として取り上げられておらず、 当該施設に関する記載がない	62件	授乳室、喫煙室等がバリアフリー化されていない
合計	141件	—

5. 調査のまとめ

- ①「ガイドライン」に記載されていない施設・設備は、バリアフリーに関する配慮がほぼされていない実態とともに、**設計時に少しでも配慮されていれば、利用の可能性が拡大する点が多々ある。**
→ガイドライン改定では、基準としての法的拘束力を付与するかには関わらず、現在、**対象となっていない施設・設備も取り上げて掲載**するのが望ましい。
- ②背景のひとつには、旅客フェリーの設計者及び旅客船事業者等が、障害者等への**基本的な知識（移動の際に生じる困りごと、必要となる基本的設備や人的対応等）が十分に習得できていない**ことがあると推察できる。
→基本的な知識習得に向けて、研修する機会、施設整備後の検証を障害当事者とともに実施する機会、**設計の段階で障害当事者との意見交換を実施する機会等の創出**が望まれる。
- ③一般客席や授乳室、喫煙所等の扉は、**法令に従い防火扉を採用しているが、「重い、幅が狭い、段差がある、開き戸である」等の多くのバリアフリー化に関わる問題が共通して発生**している。
→誰もが利用しやすい施設としていくためには、**防火規格を維持したまま、バリアフリー化した入口扉の技術開発等も必要**である。